

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月三十一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則八―一八―三八

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）			別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）		
採用試験の	区分試験	区分試験の対象と	採用試験の	区分試験	区分試験の対象と

種類ごとの 名称	国家公務員 (略)	採用総合職 試験（院卒 者試験）
		森林・自然環 境
なる官職	(略)	九 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して林学、砂 防、造園及び林 産に関する知 識、技術又はそ 他の能力を必 要とする業務に

種類ごとの 名称	国家公務員 (略)	採用総合職 試験（院卒 者試験）
		森林・自然環 境
なる官職	(略)	九 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して林学、砂 防、造園及び林 産に関する知 識、技術又はそ 他の能力を必 要とする業務に

(略)	
(略)	
(略)	従事することを 職務とする官職

(略)			
(略)	<table> <tr> <td>法務</td><td></td></tr> </table>	法務	
法務			
(略)	<table> <tr> <td> 従事することを 職務とする官職 </td><td> 十 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して法曹に必要 な学識及び能力 を必要とする業 務に従事するこ とを職務とする 官職 </td></tr> </table>	従事することを 職務とする官職	十 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して法曹に必要 な学識及び能力 を必要とする業 務に従事するこ とを職務とする 官職
従事することを 職務とする官職	十 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して法曹に必要 な学識及び能力 を必要とする業 務に従事するこ とを職務とする 官職		

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	採用試験の 区分試験	試験種目
国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）	全ての区分試 験	基礎能力試験、 専門試験（多肢選 択式）、専門試験 （記述式）、政策 課題討議試験、人 物試験及び英語試 験

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	採用試験の 区分試験	試験種目
国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）	行政 人間科学 デジタル 工学 数理科学・物 理・地球科学 化学・生物・ 薬学 農業科学・水	基礎能力試験、 専門試験（多肢選 択式）、専門試験 （記述式）、政策 課題討議試験、人 物試験及び英語試 験

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）				
名称	採用試験の種類ごとの		(略)	
	区分試験		(略)	
	受験資格		(略)	

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）				
名称	採用試験の種類ごとの		(略)	
	区分試験		(略)	産 農業農村工学 森林・自然環 境 法務
	受験資格		(略)	基礎能力試験、 政策課題討議試 験、人物試験及び 英語試験

国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）	国家公務員 全ての区分試
第十九条の規定 により告知された 当該採用試験の第 二十四条に規定す る最終の合格者を 発表する日の属す る年度（四月一日 から翌年の三月三 十一日までをい う。以下同じ。） （以下「試験年 度」という。）の 四月一日における	

国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）	国家公務員 行政
人間科学 デジタル 工学 数理学・物 理・地球科学 化学・生物・ 薬学 農業科学・水 産 農業農村工学 森林・自然環 境	一 第十九条の規 定により告知さ れた当該採用試 験の第二十四条 に規定する最終 の合格者を発表 する日の属する 年度（四月一日 から翌年の三月 三十一日までを いう。以下同 じ。）（以下 「試験年度」と

年齢が三十歳未満 の者で次に掲げる もの	イ 大学院の修 士課程又は専 門職大学院の 課程を修了し た者及び試験 年度の三月ま でに大学院の 修士課程又は 専門職大学院 の課程を修了
----------------------------	---

いう。）の四月 一日における年 齢が三十歳未満 の者で次に掲げ るもの	イ 大学院の修 士課程又は専 門職大学院の 課程を修了し た者及び試験 年度の三月ま でに大学院の 修士課程又は
---	---

--

--

する見込みの
 者
 ロ 人事院がイ
 に掲げる者と
 同等の資格が
 あると認める
 者

--

--

--

--

法務	
----	--

二 試験年度の四 月一日における 年齢が三十歳未 満の者で次に掲	専門職大学院 の課程を修了 する見込みの 者 ロ 人事院がイ に掲げる者と 同等の資格が あると認める 者
---	---

--

げるもの

イ 法科大学院

（学校教育法

（昭和二十二

年法律第二十

六号）第九十

九条第二項に

規定する専門

職大学院で

あつて、法曹

に必要な学識

及び能力を培

うことを目的

とするものを
いう。）の課
程を修了した
者又は試験年
度の三月まで
に当該課程を
修了する見込
みの者であつ
て、司法試験
に合格したも
の
ロ 人事院がイ
に掲げる者と

	(略)	
国家公務員 採用一般職 試験（大卒 程度試験）	(略)	
行政 デジタル・電 気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学	(略)	
次に掲げる者 イ（略） ロ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳未満の 者で次に掲げ るもの (1)（略）	(略)	

	(略)	
国家公務員 採用一般職 試験（大卒 程度試験）	(略)	
行政 デジタル・電 気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学	(略)	
次に掲げる者 イ（略） ロ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳未満の 者で次に掲げ るもの (1)（略）	(略)	同等の資格が あると認める 者

単に「高等
専門学校」
という。）
を卒業した
者及び試験
年度の三月
までに短期
大学又は高
等専門学校
を卒業する
見込みの者
並びに人事
院がこれら

を卒業した
者及び試験
年度の三月
までに短期
大学又は高
等専門学校
を卒業する
見込みの者
並びに人事
院がこれら
の者と同等
の資格があ
ると認める

附 則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。

(略)	
(略)	
(略)	(3) の者と同等 の資格があ ると認める 者

(略)	
(略)	
(略)	(3) 者